

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区

分に、新たに「三十五年以上」区分を追加すること。（第三条及び別表関係）

第二 この政令は、令和七年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）